お手続きは原則、郵送のみの受付です。窓口にお越しいただいても書類のお預かりのみとなります。ご了承ください。

【任意継続のお手続きの流れ】

1 会社を**退職してから20日以内**にお手続きしてください。
20日を過ぎますとお手続きはできませんので、ご注意ください。

2 「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」に必要事項を記入し
当組合へ**郵送で提出**してください。退職証明書等のコピーを同封いただきますと、お手続きがスムーズに行えます。
被扶養者がいる場合は「被扶養者（異動）届」と必要書類を併せてご郵送ください。
（ご不明な場合は当組合にお問い合わせください。）

3 保険料を確認の上、下記口座にお振込みください。
月の途中で退職し、翌月手続きをする場合は**2か月分の保険料が必要**です。（例：11月20日退職→12月2日手続き）
（保険料は当組合にお問い合わせいただくか、勤務先の事務担当者にお問い合わせください。）

銀行名	支店名	支店コード	口座番号
みずほ銀行	横浜駅前支店	292	普通　1325292

＊：振込人名義の前に保険証の記号、番号（間にハイフン）を入れてください。　例）10-〇〇　ケンポ　タロウ

4 申請書と保険料の振込みが確認できましたら、任意継続の手続きを開始します。
記号・番号が変わりますので、病院等の受診の予定がございましたら
事前にマイナ保険証の登録をしていただくことをお勧めします。

5 次回以降の保険料は毎月１日（休日の場合は翌営業日）に手続き時の住所宛に納付書を発送いたしますので
指定の銀行窓口、もしくはATM等で**毎月１０日までに納付**のお手続きしてください。
１０日を過ぎますと未納喪失となります。ご注意ください。

6 加入期間は2年間です。その間に
・就職した：「任意継続被保険者資格喪失申出書」に新しい保険証のコピーをつけて提出してください。
・任意脱退したい：「任意継続被保険者資格喪失申出書」をご提出ください。健保で受け付けた日の翌月１日に資格喪失となります。
資格喪失通知書を発行いたしますので、新しい保険への加入手続きをお願いいたします。
・加入期間を満了した：資格喪失通知書を発行いたしますので、新しい保険の加入手続きをお願いいたします。
いずれの場合も**有効期限内の保険証または資格確認書をお持ちの場合は返却が必要です。**